

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月八日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

### 広島県人事委員会規則第三号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 広島空港ビルディング株式会社

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。